

令和6年度鳥取市女性応援つながりサポート事業に係る事業提案募集要項

1 募集の趣旨

女性の社会との絆やつながりの回復、不安を抱えている女性を支援することを目的に、悩みなどを自由に話せる機会や場所を提供することにより、孤独の防止や不安の解消につなげていきます。

社会と人とのつながりを構築し不安の解消につなげ、女性がいきいきと活躍できる機会を創出するため、民間団体の知見や能力を活用した鳥取市女性応援つながりサポート事業の提案を以下のとおり募集します。

2 応募資格

応募する者は、以下の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 現在、鳥取市内に拠点をおいて活動している特定非営利活動法人、市民団体等の民間団体であること。

本事業は内閣府「地域女性活躍推進交付金公募要領」に従い、特定非営利活動法人等（※）に委託するものとします。

※特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体を対象とする。株式会社、有限会社等の営利団体は対象外。

- (2) 鳥取市の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する関係者に該当する者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者。

3 事業の内容

不安や悩みを抱える女性が社会との絆やつながりを回復することを目的に、気軽に相談できる窓口や居場所を提供し、そこから課題を拾い上げ必要に応じて専門機関や必要な支援につなげる取組を行います。したがって、下記の取組を含む事業を委託の必須条件とします。

していきます。

- (1) 困りごとを話す機会づくり、自由に話すことのできる場所の提供としての相談窓口の設置（定期による窓口、電話等による窓口等）
- (2) 参加者の相互援助を促す居場所づくり
- (3) 相談を受けるスタッフ、職員を対象とした養成講座の実施

このほか、応募者が独自に提案される事業はもちろんのこと、応募者が現在、実施している事業についても、本事業の対象となりえますが、本事業は、内閣府の地域女性活躍推進交付金実施要領に基づき実施するものであり、その内容や趣旨に合致したものとします。委託事業の内容については、別紙仕様書もご確認ください。

4 委託料の上限額

金 900,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とします。

5 実施場所及び実施範囲について

事業の実施場所は鳥取市内とし、実施対象者の範囲は因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域内で構成される市町（鳥取市、八頭町、智頭町、若桜町、岩美町、兵庫県新温泉町、兵庫県香美町）にお住まいの方とします。

6 事業の実施期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

7 応募方法

- (1) 提出書類
（様式 1）鳥取市女性応援つながりサポート事業に係る事業提案募集 提出書類一覧表のとおり
- (2) 提出期限
令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出場所
鳥取市人権政策局 男女共同参画課
（鳥取市幸町 71 鳥取市役所本庁舎 4 階 43 番窓口）
- (4) 提出方法等
ア 提出部数は、正本 1 部、副本 7 部の合計 8 部とし、副本は複写可とします。
イ 提出書類作成担当の責任者が上記窓口へ持参してください。
ウ 提出された書類は返却しません。また鳥取市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
エ 応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

8 募集内容に関する質問について

募集の内容に不明点等がある場合、以下のとおり受付を行います。

受付期限 令和6年4月19日（金）午後5時まで

9 事業委託候補者の選定方法等

- (1) 鳥取市において、「鳥取市女性応援つながりサポート事業選定基準」に基づき、応募書類並びに必要なに応じ行う提案者への面接等を参考に審査を行います。
- (2) 審査員は、鳥取市人権政策局長及び男女共同参画課長が行います。
- (3) 応募書類において、虚偽記載等があった場合や法人・団体の信頼性を疑うに足る重大な事実が判明した場合は、事業委託候補者の決定を取り消すことがあります。
- (4) 選定された事業委託候補者は、本要項及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければなりません。
- (5) 応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は、その旨の理由を添えて届け出てください。
- (6) 事業委託候補者として決定後の辞退は、本市の男女共同参画の推進に大きな支障を来たすため、原則として認めません。
- (7) 選定スケジュール
 - ・ 募集開始（要項等の配付） 令和6年4月10日（水）
 - ・ 募集内容に関する質問の受付期限 令和6年4月19日（金）まで
 - ・ 応募書類の提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）
 - ・ 審査 令和6年5月上旬（予定）
 - ・ 委託契約の締結 令和6年5月下旬（予定）

10 事業委託候補者選定の考え方

選定は以下の考え方に基づいて行います。

- (1) 事業者が応募資格を満たしていること。
- (2) 事業を行うことにより女性への支援及び女性活躍の推進が見込まれること。
- (3) 事業の完遂が見込まれること。
- (4) 募集要項の諸条件の遵守が見込まれること。
- (5) これまでの活動内容が良好であること。
- (6) 応募した事業計画等が適正であること。

11 委託事業者選定後について

- (1) 委託契約

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）等の

契約業務に係る関係規定に従い、見積額の範囲内で事業委託候補者と次のとおり締結する。

ア 契約締結前に、事業計画書等の内容をもとに、委託業務内容について本市と事業委託候補者の間で具体的な協議を行うものとする。なお、協議を通じて事業計画書等の内容を一部修正する場合がある。

イ 事業委託候補者が委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。委託事業の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ることとする。

(2) 委託事業者の公表

決定した委託事業者については、法人名（団体名）、代表者名等を公表します。

(3) 秘密の厳守

委託事業者は、いかなる場合においても知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

(4) 事業の開始後の報告について

本市と委託事業者は、事業実施期間中において適宜連携を図り事業について情報共有し、効果的な事業となるよう相互に取り組むこととします。

事業終了後は、実績報告書等を速やかに市へ提出することとします。

(5) その他

委託事業者は、市が資料等の提出を求める場合については速やかに応じるものとします。

12 連絡先

鳥取市人権政策局 男女共同参画課 担当：川北、太田

〒680-8571 鳥取市幸町 71 鳥取市役所 4階 43 番窓口

電話：0857-30-8076（直通） ファクシミリ：0857-20-3945

電子メール：danjyo@city.tottori.lg.jp